

祝

辞

平成二十九・四・二六 憲政記念館

日本国憲法施行七十周年記念式

日本国憲法施行七十周年を記念して催されるこの式典において、祝辞を申し述べる機会を与えられたことを光栄に存じます。七十周年に当たり、施行から今日までの歩みを振り返り、将来の更なる発展に思いを致することは、誠に意義深く、慶賀に堪えません。

日本国憲法の下、我が国が、国民の英知を結集することにより、今日の平和で豊かな社会を築き上げ、国際社会においても極要な一員としての地位を獲得するに至つたことには、誠に感慨深いものがあります。

しかし、今日の社会は、経済の構造的な変化、家族の在り方や人々の価値観の多様化に加え、情報通信技術の急速な発展などにより、大きな変革の時期にあります。

裁判所は、日本国憲法の下で、法の支配の担い手として、法律上の紛争の適正かつ迅速な解決に力を尽くす中で社会の枠組みの形成に寄与してまいりましたが、この変革期に当たり、司法に求められる水準がますます高まっていることを感ぜずにはおれません。この機会に、あらためて国民から負託された職責の重さに思いを致し、今後とも社会を支える基盤の一翼を担う者として、その使命の達成に力を尽くす決意を新たにするものであります。

ここに、全国民の代表者たる皆様と日本国憲法施行七十周年をお祝いするとともに、日本国憲法の目指す理想に向かって、我が国の更なる発展を祈念し、私の祝辞といたします。

平成二十九年四月二十六日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝　　辞

平成二十九・五・二六
日弁連定期総会における感謝・表彰式

本日、ここに、日本弁護士連合会の前副会長及び先進会員の皆様に対する感謝・表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

連合会の円滑な運営とその発展に大きく貢献された前副会長の皆様の御在任中の御功績に対し、ここに深く敬意を表します。

また、長きにわたり法曹として第一線で活動され、本日、五十年表彰及び六十年表彰を受けられた方々の御栄誉は、法曹の役割を自覚され、十二分に果たしてこられたことに対するものにほかならず、心からお祝い申し上げます。

度重なる自然災害の脅威や、社会経済情勢の構造的な変化に直面する我が国において、司法が社会の安定を支える機能を發揮するた

めには、法による公平、透明で納得の得られる紛争解決の実現を通じて、社会に「法の支配」の理念の浸透を図っていくことが肝要であり、国民にとつて身近な法曹である弁護士の方々への期待は、極めて大きいものがあります。

利用者の立場に立つて司法制度の整備等を目指した司法制度改革とその関連法制は、その多くが定着し、発展しつつあるとはいえ、取り組むべき課題もなお少なくありません。情報化の進展、国民の権利意識の高まり、家族の在りようや価値観の多様化などに伴い、司法に期待される役割にも変化が見られる中、多様化、複雑化する紛争を解決する機能を一層強化するとともに、解決に至る過程において、当事者の納得性を高めることもこれまで以上に求められています。このような状況の下で国民の期待と信頼に応えるには、国民のための司法の実現という共通の理念の下、専門職集団である法曹

三者が、率直かつ緊密な意見交換を重ね、相互理解と協力関係を一層深めつつ課題解決へ向けて努力を重ねていくことが不可欠であるといえましょう。

本日表彰を受けられた方々を始めとして、弁護士各位におかれましては、今後とも、国民の期待に応えて、司法の健全な発展のために様々な形で力を尽くしていくだくことを御期待申し上げるとともに、健康に留意され、ますます御活躍になられるよう祈念して、私の祝辞いたします。

平成二十九年五月二十六日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝　　辞

平成二十九・九・一九　明治記念館
日本遺族会創立七十周年記念式典

本日、ここに、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本遺族会創立七十周年記念式典が挙行されますことは、誠に意義深いものと心からお慶び申し上げます。

さきの大戦において、最愛の身内の方々を失われた御遺族の皆様は、深い悲しみに耐えつつ、今日まで幾多の苦難を乗り越えてこられました。その長年にわたる御労苦に思いを致すとき、誠に哀痛の念に堪えません。そうした中、日本遺族会は、日本遺族厚生連盟として昭和二十二年に発足して以来、戦没者の御遺族の福祉の増進などの諸活動に力を尽くし、御遺族の支えとなつてこられました。この機会に、関係各位の永年にわたる御熱意と御尽力に対し、深く敬意を表します。

この七十年余、国民の復興と発展に向けた絶え間ない努力により、豊かで成熟した社会が実現されました。私たちは、このような今日の社会が、戦没者の方々の尊い犠牲の上に築かれたかけがえのないものであることを忘れることなく、後世に語り継ぐとともに、我が国の更なる発展と恒久の平和の実現のために一層力を尽くしていくなければならぬと決意を新たにすることころです。

終わりに、日本遺族会が、この社会的意義の大きい活動を続けていかれることを御期待申し上げ、御遺族の皆様の御平安を心より祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十九年九月十九日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎

最高裁判所長官祝辭

平成二十九・一〇・五
第六十五回 全国調停委員大会

調停制度は、我が国の社会に適つた柔軟な紛争解決手段として、国民の信頼を得ており、昨今は国際的にも高い評価を受けておりますが、日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設から今日に至るまで、この調停制度の発展のため、様々な活動を続けてこられました。これまでの発展を支えてこられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、後ほど御披露が予定されているとのことですが、調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与されました。調停制度の拡充と発展に多大な貢献をしてこられた方々に、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、重ねてお祝いを申し上げます。

近年、社会構造の変化や家族の在りようの多様化などを背景に、紛争の複雑困難化が進んでおり、調停制度の利用者からは、納得性の高い解決の実現のみならず、そこに至るプロセスにおいても公平

で透明性のある調停運営が行われることが求められています。今後も、調停制度が魅力的で利用しやすい紛争解決手段として国民の高い信頼を得ていくためには、互譲による紛争の円満妥当な解決という調停制度の本質を捉えつつ、利用者のニーズを的確に受け止めた調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。

裁判所も、調停制度の一層の充実と発展、強化のために力を尽くし、このような時代の要請に応えていく所存です。調停委員の皆様方におかげましても、引き続き御理解と御尽力をいただけるようお願いを申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のますますの御発展を祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十九年十月五日

最高裁判所長官

寺田逸郎

祝

辞

平成二十九・一一・二〇 東京国際フォーラム
地方自治法施行七十周年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、地方自治法施行七十周年記念式典が挙行されますことは、誠に意義深く、お慶び申し上げます。

日本国憲法の下に、新しい地方自治制度が発足してから満七十年、この間、地方自治をめぐる仕組みは、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るべく、整備、拡充され、地方自治は、我が国社会の発展と地域住民の福祉の増進に多大な寄与をしてきました。

地方自治法には、自治行政上の紛議を解決する司法手続も定められており、この間裁判所も、その職責の遂行に努めてまいりました。

とはいえ、我が国の地方自治が、今日の充実を見るに至ったのは、何よりも、地方自治に直接携わる関係各位のお力に負うところが大きいことは改めて申し上げるまでもありません。今日、経済の構造的な変化、価値観の多様化が進み、多くの課題に直面している状況にあつて、地域社会を支える地方自治の重要性の認識とその健全な発展に対する期待は、国民の等しく有するところであるといえましょう。

本日の式典に当たり、地方自治のこれまでの歩みに思いを致し、その運営に貢献された各位に深く敬意を表するとともに、今後、地方自治がより一層の発展を遂げ、その役割を果たされるよう祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十九年十一月二十日

最高裁判所長官

寺田逸郎

祝

辞

平成三〇・三・七 国技館

自治体消防制度七十周年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、自治体消防制度七十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

今からちょうど七十年前の今日、消防組織法が施行され、国民に身近な市町村を単位とする自治体消防制度が発足いたしました。以来、消防に関する諸制度は、逐次整備、拡充され、関係各位の御尽力により、自治体消防制度が盤石なものとして確立するに至りましたことは、誠に御同慶に堪えません。

国民の消防に対する信頼には揺るぎないものがありますが、近年、大規模な災害や事故が後を絶たず、今後も各種災害の発生が懸念される中、消防制度を担う皆様の活動に対する国民の期待はますます高まっていると言えます。

本日、自治体消防の発展の歩みを顧み、その運営に貢献された各位に対し、深い敬意を表しますとともに、自治体消防制度が一層の発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の祝辞といったします。

平成三十年三月七日

最高裁判所長官 大谷直人